

社会福祉法人  
和寒町社会福祉協議会  
和寒町特別養護老人ホーム芳生苑

# 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定 第0173200189号)

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果  
要介護3から5と認定された方が対象となります。  
要介護1から2と認定された方でも特例入所の要件に該当するやむを得ない事由がある場合、入所が可能です。  
要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。  
但し、速やかに申請が行われ要介護3以上の認定を受けられるまでは、サービスの利用料金の全額をお支払いただく場合がありますのでご注意ください。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業所（指定管理）の経営	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 入所中の医療の提供について	10
7. 事故発生時の対応	11
8. 非常災害対策	11
9. 虐待の防止	12
10. 身体拘束廃止への取り組み	12
11. 守秘義務及び個人情報の第三者提供	12
12. 情報開示	12
13. 施設を退所して頂く場合（契約の終了について）	12
14. 残置物引取人	14
15. 苦情の受付について	14
16. 第三者評価と介護サービス情報公表について	14

## 1. 事業所（指定管理）の経営

- (1) 法人名 社会福祉法人  
和寒町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 北海道上川郡和寒町字三笠6番地
- (3) 電話番号 0165-32-3666
- (4) 代表者氏名 会長 瓜 る み 子
- (5) 設立年月 昭和57年8月2日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定  
北海道指定 第0173200189号
- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 和寒町特別養護老人ホーム芳生苑
- (4) 施設の所在地 北海道上川郡和寒町字三笠6番地
- (5) 電話番号 0165-32-3164
- (6) 施設長（管理者）氏名 施設長 田 中 美 貴
- (7) 当施設の運営方針

要介護状態等になった利用者が可能な限り施設やその居室において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減に努める。また関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス等を提供する機関との密接な連携をとり、利用者が継続的に「介護」「保健医療」「福祉」のサービスを利用できるよう必要な援助を講じる。

- (8) 開設年月 昭和51年12月1日
- (9) 入所定員 100人

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、2人部屋など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	5室	短期入所生活介護専用居室
2人部屋	6室	
4人部屋	22室	
合計	33室	
食堂	1室	

機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒
浴室	特浴2・個浴4	機械浴・リフト浴・一人浴槽など
医務室	1室	
静養室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	37名	32名
3. 生活相談員	2.5名	2名
4. 看護職員	3.5名	3名
5. 介護支援専門員	1.5名	1名
6. 医師		必要数
7. 栄養士	1.5名	1名

☆ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週水曜日 14:00～16:00
	毎週木曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝： 7:15～16:00 6名
	日中： 9:00～17:45 12名
	夜間：16:30～翌9:30 5名

3. 看護職員	早番勤務時間帯 7:50～16:35 日勤勤務時間帯 9:00～17:45 遅番勤務時間帯 9:30～18:15 ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

☆土日及び祝祭日は上記と異なることがあります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合
-----------------------------------------------------

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）\*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①食事（ただし、食材料費と調理費相当にかかる費用は別途いただきます）

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ご利用者ひとり一人の栄養状態や摂取状況に応じた個別の計画を作成し、医師の指導等に基づいた、栄養ケアマネジメントを行うことにより、低栄養状態を改善します。
- ・経管栄養となったご利用者について、経口摂取の可能性がある方については、医師の指示に基づき、ご本人及びご家族同意の上、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行います。

（食事時間）

朝食：7:30～8:30 昼食：11:30～12:30 夕食：17:00～18:00

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④リハビリテーション

[生活リハビリテーション]

- ・移乗動作、立ち上がり動作を自立に向けられるケアの技術を職員がしっかりと身につけ、日

常生活の中で自立動作が習慣づけられるよう援助を行います。

- ・ 要介護度が改善されるような自立援助を行います。
- ・ ご利用者の心のリハビリテーションとなるようなケアを行います。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第6条参照)

①下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

(1日あたり)

<基本施設サービス費(多床室)>

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	589 単位/日	589 円	1,178 円	1,767 円
要介護2	659 単位/日	659 円	1,318 円	1,977 円
要介護3	732 単位/日	732 円	1,464 円	2,196 円
要介護4	802 単位/日	802 円	1,604 円	2,406 円
要介護5	871 単位/日	871 円	1,742 円	2,613 円

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載したサービス提供証明書を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。また、上記基本サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10円]

加算名	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割	2割	3割
①看護体制加算(Ⅰ)口	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円

②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
③夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
④協力医療機関連携加算	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
⑤高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
⑥高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円
⑦安全対策体制加算（初日のみ）	20 単位/日	200 円	20 円	40 円	60 円
⑧退所時情報提供加算	250 単位/回	2,500 円	250 円	500 円	750 円
⑨初期加算	30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円
⑩入院・外泊時費用加算	246 円/日	2,460 円	246 円	492 円	738 円
⑪介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（基本施設サービス費＋算定加算）×11.3%				

## ① 看護体制加算（Ⅰ）ロ

常勤の看護師を配置

## ②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を50%以上配置

## ③夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ

夜勤を行う職員が最低基準を1名以上上回っている場合算定。

## ④協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合算定。

## ⑤高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

感染症第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応していること。

診療報酬における感染症対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

## ⑥高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上の施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

⑦安全対策体制加算

ご利用者に対し、事故発生の防止のための指針作成及び委員会の開催・職員に対する研修を実施し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合。

指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

⑧退所時情報提供加算

医療機関へ退所（入院）する入所者等について、退所（入院）後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供し場合に算定する。

⑨初期加算

新規入所や 30 日以上入院から戻ってきた場合、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から起算して 30 日以内の期間に算定。

⑩入院外泊時費用

ご利用者が、毎月 6 日以内の入院又は外泊をされた場合

※1 月につき 6 日を限度に算定

⑪介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けることができるようにするための取り組みです。

<居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

（日 額）

利用者負担段階	対 象 者	居住費	食費
第 1 段階	・住民税非課税世帯で、老齢年金受給者 ・生活保護受給者	0 円	300 円
第 2 段階	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	430 円	390 円

第3段階①	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方	430円	650円
第3段階②	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方		1,360円
第4段階	・住民税課税世帯に属する方 ・本人が住民税課税の方	915円	1,445円

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）\*

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。但し、居住費及び食費に関しては、利用者負担段階により負担限度額が設けられています。

### <サービスの概要とご利用料金>

#### ①特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

#### ②理髪・美容

[理髪サービス]

ご利用者の希望される町内の理髪店への送迎を行います。理髪代金は利用された理髪店に直接お支払いください。送迎代金は無料です。

また、丸刈りなど軽微な散髪については、施設内において介護職員が行うこともできます。希望される場合は職員にお申し出ください。代金は無料です。

[美容サービス]

ご利用者の希望される町内の美容院への送迎を行います。美容代金は利用された美容院に直接お支払いください。送迎代金は無料です。

#### ③貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。

○利用料金：無料

#### ④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

##### i) 主なレクリエーション行事予定～

	行事とその内容（例）	備考
1月	誕生会 喫茶 新春花火大会	
2月	誕生会 喫茶 節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	誕生会 喫茶 ひなまつり歌謡民謡大会	
4月	誕生会 喫茶	
5月	誕生会 喫茶 お花見バスハイク	
6月	誕生会 喫茶 野外昼食会	
7月	誕生会 喫茶 夏まつり	
8月	誕生会 喫茶 子供会慰問盆踊り大会	
9月	誕生会 喫茶 敬老会	
10月	誕生会 喫茶	
11月	誕生会 喫茶	
12月	誕生会 喫茶 クリスマス会(バイキング食)	

☆予定以外にも随時、各種行事を開催しております。

##### ii) クラブ活動

唄体操、ユニット食事会など

#### ⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

#### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

当分の間、無料

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

#### ⑦契約書第20条に定める所定の料金（1日あたり）

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

<サービス利用料金(1日あたり)>参照

ご利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

要介護1の料金（加算を加えた額）の1割と食費相当分1,445円及び居住費855円の合計

※ ただし、契約書第19条により退所後の動向が決定するまでの間のみとします。

### ⑧ご契約者の受診引率にかかる費用

ご利用者が和寒町外の医療機関に受診や入院をされる場合

1 回のご利用につき 一人の職員が引率した場合 2,000 円

二人の職員が引率した場合 4,000 円

(ご利用者 2 名以上での入通院の場合、上記金額をご利用者の人数で割って 10 円未満の端数を切り捨てた金額とします。(例)通院者 3 人で引率 2 名の場合は、一人につき 1,330 円となります。)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 6 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 和寒町役場出納及び指定金融機関窓口での現金支払  
 イ. 下記指定口座への振り込み  
 北星信用金庫和寒支店 普通口座 941405  
 口座名義人 社会福祉法人 和寒町社会福祉協議会 会長 瓜 るみ子  
 ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし  
 ※現在、検討中です。

## 6. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。) また入所者の症状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や協力医療機関への連絡、受診等必要な措置を講じます。

### ①協力医療機関

医療機関の名称	国民健康保険和寒町立診療所
所在地	北海道上川郡和寒町字西町 111 番地
診療科	内科 外科

### ②協力医療機関

医療機関の名称	士別市立病院
所在地	北海道士別市東 11 条 5 丁目 3029 番地 1
診療科	内科 (一般・循環器・消化器)・精神神経科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・麻酔科

## ③協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 元生会 森山病院
所在地	北海道旭川市宮前2条1丁目1番6号
診療科	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・外科・乳腺外科・血管外科・脳神経外科・整形外科・形成外科・眼科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・麻酔科

## ④協力医療機関

医療機関の名称	医療法人健康会 くにもと病院
所在地	北海道旭川市4条通5丁目右1号
診療科	肛門外科・胃腸内科・内科・リハビリテーション科

## ⑤協力医療機関

医療機関の名称	医療法人歓生会 豊岡中央病院
所在地	北海道旭川市豊岡七条2-1-5
診療科	内科・消化器内科・内分泌内科・糖尿病代謝内科・外科・大腸外科・肛門外科・脳神経外科・泌尿器科・小児科・リハビリテーション科・歯科口腔外科・麻酔科

## ⑥協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団慈成会 東旭川病院
所在地	北海道旭川市東旭川町下兵村254-5
診療科	内科・消化器内科・心療内科(物忘れ外来)・リハビリテーション科

## ⑦協力医療機関

医療機関の名称	医療法人修彰会 沼崎病院・介護医療院
所在地	北海道旭川市8条通8丁目43番地
診療科	内科・消化器内科・血液内科・感染症内科・リハビリテーション科

## ⑧協力医療機関

医療機関の名称	医療法人健光会 旭川ペインクリニック病院
所在地	北海道旭川市4条通17丁目1553番地
診療科	ペインクリニック内科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線科・内科

## ⑨協力歯科医療機関

医療機関の名称	和寒歯科医院
所在地	北海道上川郡和寒町字西町61番地

## 7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 非常災害対策

非常災害に関するマニュアルを作成し、非常災害に備えて想定される災害に係る避難訓練を実施します。

## 9. 虐待の防止

高齢者虐待の防止ならびに高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、身体的、心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄・放任等の虐待を行いません。

## 10. 身体拘束廃止への取り組み

利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、必要性等を利用者および家族に説明すると共に、文書による同意を得た後、一定の条件と期間内のもとで行います。

### 11. 守秘義務及び個人情報の第三者提供

#### (1) 守秘義務

事業者及び従業者は、業務上の知り得た利用者またはその家族の情報を第三者に漏洩することはありません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

#### (2) 個人情報の第三者提供

利用者の生命、身体及び財産の保護に必要な場合、利用者の健康等に関する個人情報を関係行政機関、医療施設又は介護施設に提供します。

利用者は事業者がこれら第三者へ情報提供することをご同意願います。

### 12. 情報開示

利用者の処遇日誌等ご利用者の介護等に関する情報を説明します。

### 13. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第14条参照）

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</li><li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</li><li>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について\*（契約書第19条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。  
1日あたり 246円と居住費用（負担段階による）

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

**③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合**

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。  
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

**14. 残置物引取人（契約書第21条参照）**

入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第21条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用についてはご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

**15. 苦情の受付について（契約書第23条参照）**

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

施設長 田中美貴

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

10:00～16:00

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

和寒町役場 保健福祉課介護保険係	所在地 北海道上川郡和寒町字西町111番地 電話番号・FAX 0165-32-2000 受付時間
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161 FAX 011-233-2178 受付時間
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011-241-3766

	FAX 011-251-3971 受付時間
--	--------------------------

## 16. 第三者評価と介護サービス情報公表について

第三者による評価の受審は行っておりません。

介護サービス情報公表制度により、運営状況及び処遇について自己点検を行い、サービスの質の向上に努めております。インターネット上の「介護サービス情報公表システム」にてサービス情報をご覧いただけます。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。  
指定介護老人福祉施設 和寒町特別養護老人ホーム芳生苑

説明者職名\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_ (印)

利用者住所\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_ (印)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階建て

(2) 建物の延べ床面積 3807.614㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成20年4月1日指定 北海道第0173200809号 定員5名

《和寒町短期入所サービスセンター芳生苑》

[通所介護] 平成20年4月1日指定 北海道第0173200809号 定員20名

《和寒町老人デイサービスセンター健楽苑》

(4) 施設の周辺環境

周辺にはゲートボール場があり、また北側には一般住宅や公営住宅が立ち並び、公共下水道の処理区域内で簡易水道も完備しており、周辺の道路もすべて舗装整備されています。南および西には河川をはさんで広々と農地が続き、恵まれた自然と閑静な生活環境に囲まれております。

### 2. 職員の配置状況

#### ＜配置職員の職種＞

**介護職員**…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

3名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名以上の看護職員を配置しています。

**介護支援専門員**…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員等が兼ねる場合もあります。

2名の介護支援専門員を配置しています。

**医師**… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の医師を配置しています。(嘱託)

**管理栄養士**…ご利用者に対して、年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供するために栄養管理業務を行います。

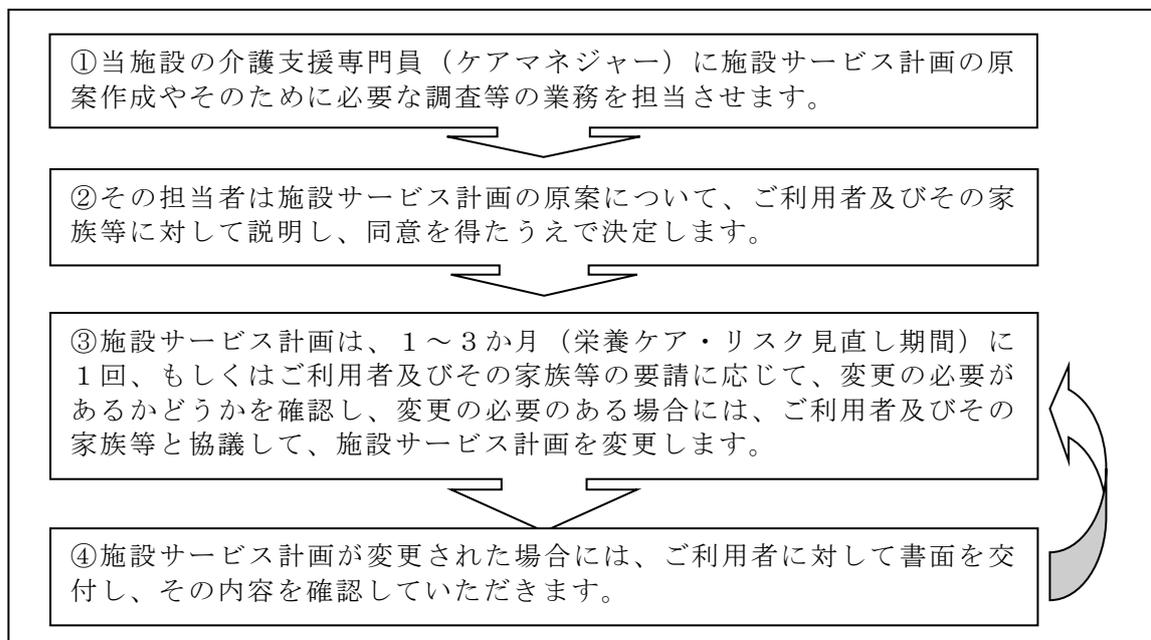
**機能訓練指導員**…ご利用者の状況に応じて機能訓練及び機能維持の指導を行います。

看護職員が訓練指導員を兼ねております。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。[栄養ケア・マネジメントについてもご利用者ごとのケアマネジメントの一環として行われることとなります。](#)

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

⑦事業者は、個人情報の保護に関する法律、社会福祉法人和寒町社会福祉協議会個人情報保護規程、その他適用ある法令・ガイドライン等に従い、個人データ等の安全管理義務を果たすものとし、個人情報の保護に必要と認められる事項については、契約者と事業者との協議により定めるものとします。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類(普段着、下着、寝巻き) 洗面用具(洗面器、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、コップ、髭剃り) 上靴またはスリッパ 外出着 外靴 ティッシュ バスタオル タオルケット シーツ 車椅子など普段使っている介護機器

### (2) 面会

面会時間 午前7:00～午後8:00

※上記以外で面会される場合(急用など)は電話していただくか、正面玄関横のインターホンでお知らせください。

※来訪時には玄関に置いてあります、来苑者名簿に記名してください。

※食べ物の持ち込みは構いませんが、置いていかれるときは必ず職員にその旨お伝えください。

### (3) 外出・外泊(契約書第22条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5(2)に定める「食費」は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第10条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。